

第二種フロン類回収業に係る登録手続の特例当等に関する省令

○経済産業省・国土交通省・環境省令第一号（平成十四年三月十五日）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第三十二条第一項及び第三項第二号、第三十三条第二項において準用する第十三条第一項、第三十八条第二項並びに第三十九条第三項の規定に基づき、第二種フロン類回収業に係る登録手続の特例等に関する省令を次のように定める。

第二種フロン類回収業に係る登録手続の特例等に関する省令
(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「法」という。）及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省・環境省令第十三号）において使用する用語の例による。

(第二種フロン類回収業者の登録手続の特例による申出に係る添付書類)

第二条 法第三十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十二条第一項の規定により第二種フロン類回収業者の登録の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）がフロン類回収設備の所有権を有すること（申出書が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
- 二 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- 三 申出者（申出者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第三十一条第一項各号に該当しないことを説明する書類（通知事項の軽微な変更）

第三条 法第三十二条第三項第二号の主務省令で定める軽微な変更は、法第二十九条第二項第四号に掲げるフロン類回収設備の能力又は同項第五号に掲げる事項の変更であって、同項第三号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

(第二種フロン類回収業者の登録手続の特例による登録事項の軽微な変更)

第四条 法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項の主務省令で定める軽微

な変更は、前条に規定する変更とする。

(第二種フロン類回収業者の登録手続の特例による登録事項の変更の届出に係る添付書類)

第五条 法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項の主務省令で定める書類は、法第二十九条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更（前条に定める軽微な変更を除く。）する場合においては、第二条第一号及び第二号に掲げる書類（法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項の規定による届出に係る変更後の書類をいう。）とする。

(第二種フロン類回収業者等による回収に関する基準)

第六条 法第三十八条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第二種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間経過した後、別表の上欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。
- 二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

(第二種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

第七条 法第三十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、法附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から施行する。

別表（第六条関係）

フロン類の充てん量	圧 力
二キログラム未満	0・一メガパスカル
二キログラム以上	0・0九メガパスカル